治癒(登校許可)証明書

千葉県立市原特別支援学校 小学部 中学部 高等部 年 組

下記の疾患で療養のところ、現在軽快し感染のおそれはないと思われますので、登校してよいことを、証明します。

平成_____年___月___日から 療養開始

平成_____年 ____月____日から 登校可

| 該当疾 患に〇 | 疾 患 名 | 出席停止期間の基準 ※ 以下の基準に基づき、主治医が判断する。 | | |
|------------|-------------|---|--|--|
| | インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 | | |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による 治療が終了するまで。 | | |
| | 麻しん | 解熱した後3日を経過するまで。 | | |
| | 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身 状態が良好になるまで。 | | |
| | 風しん | 発しんが消失するまで。 | | |
| | 水痘 | すべての発しんが痂皮化するまで。 | | |
| | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで。 | | |
| | 腸管出血性大腸菌感染症 | 医師によって感染のおそれがないと認められるまで。 | | |
| | 流行性角結膜炎 | 医師によって感染のおそれがないと認められるまで。 | | |
| | 急性出血性結膜炎 | 医師によって感染のおそれがないと認められるまで。 | | |
| | 溶連菌感染症 | 抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発しん等の諸症状が回復 するまで。 | | |
| | 感染性胃腸炎 | 嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで。 | | |
| | マイコプラズマ感染症 | 解熱し、咳が軽快するまで。 | | |
| | 伝染性紅斑 | 発しん期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能。 | | |
| | 手足口病 | 全身状態の安定した者は登校可能。 | | |
| | ヘルパンギーナ | 全身状態の安定した者は登校可能。 | | |
| | 突発性発しん | 解熱し、全身状態が回復するまで。 | | |
| | 伝染性膿痂しん | 患部を覆えれば登校可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで。 | | |
| | その他の感染症 | | | |

| \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | σ | V | # T | - |
|--|---|----------------------|--------------|---|
| ※生活 | (''(/) | 1 7 1 1 1 | -⊞. ∟ | _ |
| Z a N 1.1□ | $\langle \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \$ | 1 1.45% | T | ᅜ |
| | | | | |

| / | | \ |
|---|--|---|
| (| |) |
| \ | | / |

証明日: 平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名